

令和８年度 第１回 尾張北部環境組合公害防止準備委員会 次第

日時 令和８年７月１７日(金)

午後１時００分から

場所 江南市役所３階 第２委員会室

１ 挨拶

２ 委嘱状の交付

３ 委員長及び副委員長の選任について

４ 議事

（１）尾張北部環境組合公害防止準備委員会の役割について

（２）新ごみ処理施設の概要について

（３）新ごみ処理施設建設工事の進捗状況について

（４）令和８年度の工事内容について

（５）ごみ処理施設への通行ルート

５ その他

《配付資料》

資料１ 尾張北部環境組合公害防止準備委員会委員名簿

資料２ 尾張北部環境組合公害防止準備委員会条例

資料３ 尾張北部環境組合公害防止準備委員会のあらまし

資料４ 公害防止協定書

資料５ 新ごみ処理施設の概要

資料６ 工事進捗状況報告

資料７ 令和８年度の工事内容について

資料８ ごみ処理施設への通行ルート

尾張北部環境組合公害防止準備委員会 委員名簿

(敬称略)

No	氏名	役職等	委員要件
1	相京 清	中般若区 区長	条例第3条第2項第1号
2	相京 秀仁	中般若区 副区長	条例第3条第2項第1号
3	林本 晴代始	草井区 区長	条例第3条第2項第1号
4	永井 照男	草井区 副区長	条例第3条第2項第1号
5	今井 雅晴	般若区 区長	条例第3条第2項第1号
6	今井 寿男	般若区 副区長	条例第3条第2項第1号
7	北折 均	小淵区 区長	条例第3条第2項第1号
8	北折 秀和	小淵区 副区長	条例第3条第2項第1号
9	小室 晋	南山名区 区長	条例第3条第2項第1号
10	坂下 智章	南山名区 副区長	条例第3条第2項第1号
11	松山 和靖	山那区 区長	条例第3条第2項第1号
12	伊藤 裕章	山那区 副区長	条例第3条第2項第1号
13	林 進	岐阜大学名誉教授	条例第3条第2項第2号
14	小池 信和	犬山市経済環境部長	条例第3条第2項第3号
15	石坂 育己	江南市経済環境部長	条例第3条第2項第3号
16	岩田 雄治	大口町まちづくり部長	条例第3条第2項第3号
17	長谷川 明夫	扶桑町生活安全部長	条例第3条第2項第3号
18	中山 英樹	江南市環境課長	条例第3条第2項第3号

※ 尾張北部環境組合公害防止準備委員会条例（平成31年条例第1号）第4条の規定により、委員の任期は1年（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となります。）

《事務局》

氏名	所属・役職等
相京 政樹	尾張北部環境組合事務局長
仙田 裁也	尾張北部環境組合主幹
大橋 知明	尾張北部環境組合主査
源内 美紀子	尾張北部環境組合主査
沓名 亨	尾張北部環境組合主査
前田 剛司	尾張北部環境組合主査

尾張北部環境組合公害防止準備委員会条例（平成 31 年条例第 1 号）

（設置）

第 1 条 尾張北部環境組合（以下「組合」という。）が整備するごみ処理施設（以下「施設」という。）について、公害の発生を防止し、地域住民の生活環境の保全を図るため、尾張北部環境組合公害防止準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行うものとする。

- （1）施設の公害防止基準に関すること。
- （2）その他施設の公害防止に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 18 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- （1）地元住民代表者
- （2）学識経験者
- （3）関係行政機関の職員

（任期）

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（組合の責務）

第 7 条 組合は、施設の整備及び運営について、委員会の意見を尊重し公害防止に努めなければならない。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

（委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（尾張北部環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 尾張北部環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 29 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

尾張北部環境組合

公害防止準備委員会のあらまし

令和8年7月

尾張北部環境組合

1 公害防止準備委員会の概要

(1) 目的

尾張北部環境組合が整備するごみ処理施設について、公害の発生を防止し、地域住民の生活環境の保全を図るため (条例第1条)

(2) 委員会設置根拠

尾張北部環境組合公害防止準備委員会条例 (平成31年条例第1号)

(3) 所掌事務

- ・施設の公害防止基準に関すること。
- ・上記のほか施設の公害防止に必要な事項に関すること。 (条例第2条各号)

(4) 委員会構成メンバー ※ 次頁「2__委員名簿」参照

要件	委員	人数
地元住民代表者	地元6地区 正副区長等	12名
学識経験者	岐阜大学名誉教授 林進氏	1名
関係行政機関の職員	構成市町担当部長 及び 江南市環境課長	5名

(5) 任期

1年

(6) 委員報酬

月額 6,000円

(7) その他

供用開始年度からは「(仮称) 公害防止委員会」(当該施設の運営等を監視する組織) へ移行する予定

2 委員名簿

(1) 令和元年度

◎：委員長、○：副委員長

委員		
第1号	第2号	第3号
○ 野呂 浩伸 中般若区 区長 馬場 盛吉 中般若区 副区長 伊神 眞一 草井区 区長 須賀 藤隆 草井区 副区長 石原 博 般若区 区長 中野 太四 般若区 副区長 市川 和正 小淵区 区長 北折 博 小淵区 副区長 小室 欽也 南山名区 区長 黒木 英夫 南山名区 副区長 米田 和司 山那区 区長 大滝 雅男 山那区 副区長	◎ 林 進 岐阜大学名誉教授	永井 恵三 犬山市経済環境部長 武田 篤司 江南市経済環境部長 宇野 直樹 大口町産業建設部長 澤木 俊彦 扶桑町産業建設部長 阿部 一郎 江南市環境課長

(2) 令和2年度

◎：委員長、○：副委員長

委員		
第1号	第2号	第3号
馬場 盛吉 中般若区 区長 相京 博和 中般若区 副区長 須賀 藤隆 草井区 区長 諏訪 孝 草井区 副区長 中野 太四 般若区 区長 内藤 春二 般若区 副区長 ○ 北折 博 小淵区 区長 北折 正美 小淵区 副区長 黒木 英夫 南山名区 区長 中村 英治 南山名区 副区長 大滝 雅男 山那区 区長 米田 和司 山那区 副区長	◎ 林 進 岐阜大学名誉教授	永井 恵三 犬山市経済環境部長 阿部 一郎 江南市経済環境部長 水野 眞澄 大口町まちづくり部長 澤木 俊彦 扶桑町産業建設部長 牛尾 和司 江南市環境課長

(3) 令和3年度

◎：委員長、○：副委員長

委員		
第1号	第2号	第3号
相京 博和 中般若区 区長 相京 定男 中般若区 副区長 ○ 諏訪 孝 草井区 区長 棕野 浩 草井区 副区長 内藤 春二 般若区 区長 石原 明 般若区 副区長 北折 正美 小淵区 区長 高木 幹雄 小淵区 副区長 中村 英治 南山名区 区長 福田 直行 南山名区 副区長 米田 和司 山那区 区長 倉地 弘美 山那区 副区長	◎ 林 進 岐阜大学名誉教授	永井 恵三 犬山市経済環境部長 平野 勝庸 江南市経済環境部長 水野 眞澄 大口町まちづくり部長 澤木 俊彦 扶桑町産業建設部長 牛尾 和司 江南市環境課長

(4) 令和4年度

◎：委員長、○：副委員長

委員		
第1号	第2号	第3号
相京 定男 中般若区 区長 眞野 敏 中般若区 副区長 棕野 浩 草井区 区長 伊神 武司 草井区 副区長 石原 明 般若区 区長 白石 政孝 般若区 副区長 高木 幹雄 小淵区 区長 大竹 宏和 小淵区 副区長 ○ 福田 直行 南山名区 区長 小室 明正 南山名区 副区長 倉地 弘美 山那区 区長 三品 千晃 山那区 副区長	◎ 林 進 岐阜大学名誉教授	中村 達司 犬山市経済環境部長 平野 勝庸 江南市経済環境部長 水野 眞澄 大口町まちづくり部長 村田 武司 扶桑町産業建設部長 相京 政樹 江南市環境課長

(5) 令和5年度

◎：委員長、○：副委員長

委員		
第1号	第2号	第3号
眞野 敏 中般若区 区長 野呂 隆昌 中般若区 副区長 伊神 武司 草井区 区長 伊神 莊二 草井区 副区長 ○ 白石 政孝 般若区 区長 今井 眞澄 般若区 副区長 大竹 宏和 小淵区 区長 箱山 芳一 小淵区 副区長 小室 明正 南山名区 区長 小川 和男 南山名区 副区長 三品 千晃 山那区 区長 倉地 弘美 山那区 副区長	◎ 林 進 岐阜大学名誉教授	中村 達司 犬山市経済環境部長 平野 勝庸 江南市経済環境部長 水野 眞澄 大口町まちづくり部長 長谷川 明夫 扶桑町生活安全部長 相京 政樹 江南市環境課長

(6) 令和6年度

◎：委員長、○：副委員長

委員		
第1号	第2号	第3号
野呂 隆昌 中般若区 区長 外川内 裕一 中般若区 副区長 ○ 伊神 莊二 草井区 区長 伊神 克壽 草井区 副区長 今井 眞澄 般若区 区長 今井 雅晴 般若区 副区長 箱山 芳一 小淵区 区長 高木 利夫 小淵区 副区長 小川 和男 南山名区 区長 川田 弘郎 南山名区 副区長 倉地 弘美 山那区 区長 三品 敏彦 山那区 副区長	◎ 林 進 岐阜大学名誉教授	新原 達也 犬山市経済環境部長 平野 勝庸 江南市経済環境部長 佐橋 竜午 大口町まちづくり部長 長谷川 明夫 扶桑町生活安全部長 相京 政樹 江南市環境課長

(6) 令和7年度

◎：委員長、○：副委員長

委員		
第1号	第2号	第3号
外川内 裕一 中般若区 区長 相京 清 中般若区 副区長 伊神 克壽 草井区 区長 林本 晴代始 草井区 副区長 今井 雅晴 般若区 区長 今井 眞澄 般若区 顧問 高木 利夫 小淵区 区長 北折 均 小淵区 副区長 川田 弘郎 南山名区 区長 小室 晋 南山名区 副区長 ○ 三品 敏彦 山那区 区長 松山 和靖 山那区 副区長	◎ 林 進 岐阜大学名誉教授	小池 信和 犬山市経済環境部長 平野 勝庸 江南市経済環境部長 佐橋 竜午 大口町まちづくり部長 長谷川 明夫 扶桑町生活安全部長 相京 政樹 江南市環境課長

3 公害防止準備委員会の活動状況等

(1) 令和元年度

回	年月日	場所	内容
第1回	R01.08.20	江南市防災センター2階 防災セミナー室	・尾張北部環境組合公害防止準備委員会の役割について ・委員会開催スケジュール案と審議事項案 ・自主規制値（案）について
第2回	R01.10.03	江南市役所3階 第2委員会室	・自主規制値（案）について
第3回	R01.12.23	江南市防災センター2階 防災セミナー室	・自主規制値について
第4回	R02.02.20	江南市立学習等共用施設 草井会館	・公害防止協定及び自主規制値について 等
第5回	R02.03.08	江南市防災センター2階 防災セミナー室	・公害防止協定及び自主規制値について 等
***	R02.03.12	***	新ごみ処理施設に係る公害防止基準について（通知） ※ 公害防止準備委員会から組合管理者宛てに公害防止基準とするべき数値等について検討した結果を報告

(2) 令和2年度

回	年月日	場所	内容
***	R02. 04. 10	扶桑町役場 町長応接室	扶桑町3区（小淵区・南山名区・山那区）と公害防止協定締結 ^(※1)
***	R02. 04. 16	江南市役所2階 第2会議室	江南市3区（中般若区・草井区・般若区）と公害防止協定締結 ^(※1)
第1回	R02. 05. 21	***	中止 ^(※2)
第2回	R02. 10. 14	名古屋市長古屋工場	・視察 (委員17名、事務局2名出席)
第3回	R03. 02. 10	***	中止 ^(※2)

※1 令和元年度に新ごみ処理施設に係る排ガス等の自主規制値について協議し、この結果を踏まえて、令和2年4月に地元6地区と尾張北部環境組合で公害防止協定を締結した。

※2 新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止のため中止とした。

(3) 令和3年度

回	年月日	場所	内容
第1回	R03. 05. 20	***	中止 ^(※1)
第2回	R03. 10. 28	江南市役所3階 第3委員会室	・尾張北部環境組合公害防止準備委員会の役割について ・新ごみ処理施設の概要について ・施設建設後の交通量について ・事業の進捗状況について
第3回	R04. 02. 17	***	中止 ^(※1)

※1 新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止のため中止とした。

(4) 令和4年度

回	年月日	場所	内容
第1回	R04. 05. 18	江南市役所3階 第2委員会室	・尾張北部環境組合公害防止準備委員会の役割について ・新ごみ処理施設の概要について ・これまでの経緯とスケジュール等について ・他施設の視察について
第2回	R04. 11. 02	桑名広域清掃事業組合	・視察 (委員14名、事務局4名出席)
第3回	R05. 02. 21	江南市消防庁舎3階 講堂	・事業者の決定について ・事業概要について

(5) 令和5年度

回	年月日	場所	内容
第1回	R05. 05. 30	江南市役所3階 第2委員会室	・尾張北部環境組合公害防止準備委員会の役割について ・新ごみ処理施設の概要について
第2回	R05. 11. 02	江南市役所3階 第2委員会室	・新ごみ処理施設建設工事の進捗状況について ・煙突から出る臭気について ・工事車両の搬入路について ・植栽計画について
第3回	R06. 02. 19	江南市役所3階 第2委員会室	・新ごみ処理施設工事の進捗状況について ・工事期間における各種対策について ・煙突から出る臭気について

(6) 令和6年度

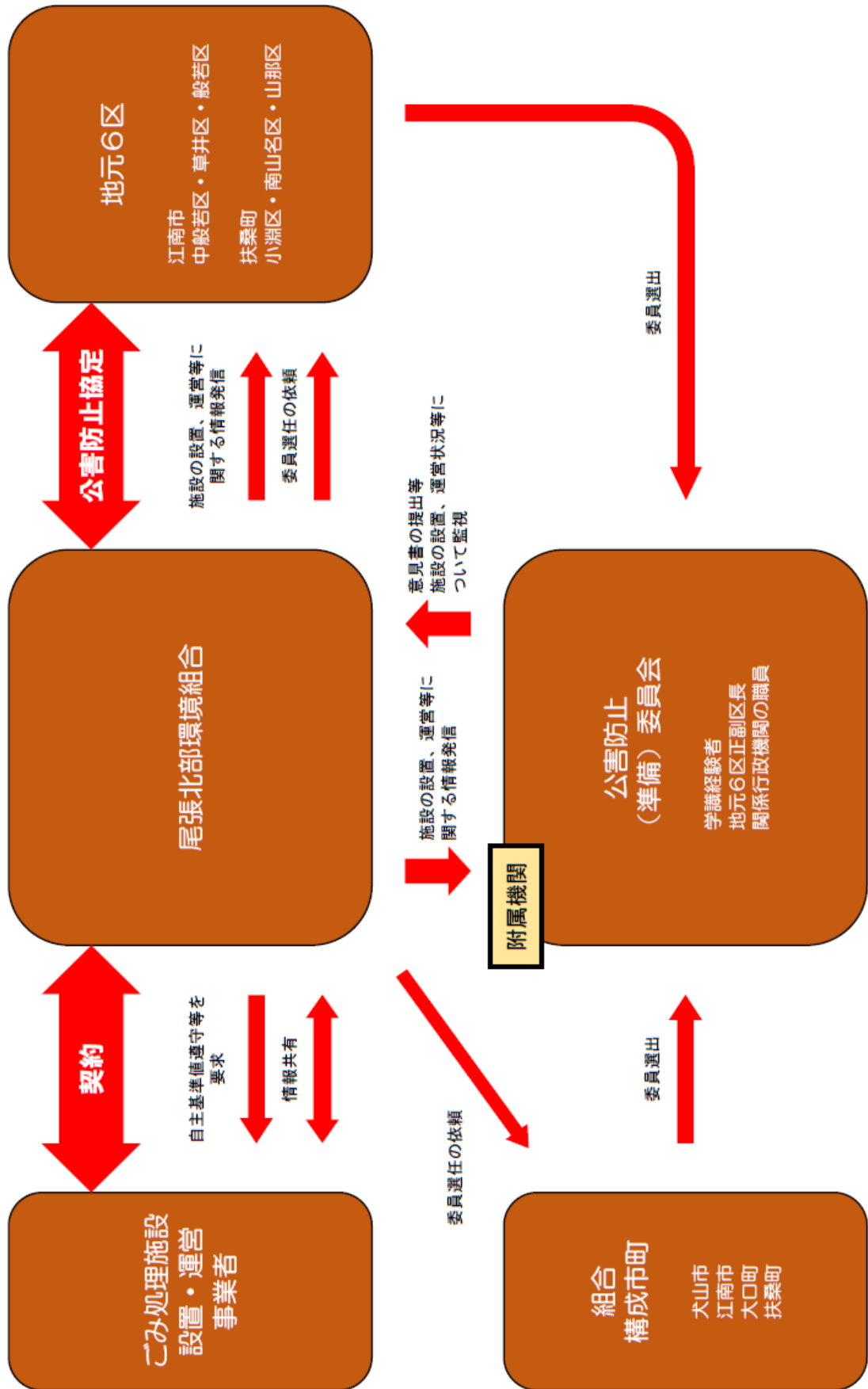
回	年月日	場所	内容
第1回	R06. 05. 22	江南市役所3階 第2委員会室	・尾張北部環境組合公害防止準備委員会の役割について ・新ごみ処理施設の概要について ・新ごみ処理施設建設工事の進捗状況について ・令和6年度の工事内容について
第2回	R06. 10. 31	中部リサイクル株式会社	・視察 (委員15名、事務局3名出席)
第3回	R07. 02. 25	江南市役所3階 第2委員会室	・新ごみ処理施設工事の進捗状況について ・令和7年度の工事計画について ・環境モニタリングデータ表示盤について

(7) 令和7年度

回	年月日	場所	内容
第1回	R07.05.27	江南市役所3階 第2委員会室	・尾張北部環境組合公害防止準備委員会の役割について ・新ごみ処理施設の概要について ・新ごみ処理施設建設工事の進捗状況について ・令和7年度の工事内容について
第2回	R07.11.07	江南市役所3階 第2委員会室	・新ごみ処理施設整備事業に係る環境保全措置の実施状況について ・環境影響評価事後調査報告書について ・収集運搬等の通行ルートについて
第3回	R08.02.24	建設工事現場事務所	・新ごみ処理施設工事の進捗状況について ・令和8年度の工事計画について ・ごみ処理施設への通行ルートについて

4 関係組織の役割

関係組織の役割



公 害 防 止 協 定 書

尾張北部環境組合（以下「甲」という。）と江南市・扶桑町〇〇区（以下「乙」という。）は、甲が江南市中般若町北浦地内に設置する甲のごみ処理施設（以下「施設」という。）の操業に伴う公害の防止に関し、地域住民の健康で快適な生活環境を守るため、次のとおり協定を締結する。

（基本原則）

第1条 甲及び乙は、施設に起因する公害発生を防止することは重要な社会的責務であることを認識し、それぞれの立場から常に公害防止及び対策について最善の努力をするものとする。

（公害防止委員会）

第2条 この協定の誠実な履行を確保し、施設の操業に伴う公害の発生を未然に防止し、地域住民の健康で快適な生活環境を守るため、公害防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営については、別に定めるとおりとする。

（甲及び乙の責務）

第3条 甲は、施設の操業に伴う公害を防止する責務を有することを自覚し、誠意をもってこの協定を履行するものとする。

2 乙は、乙の代表者を委員会の委員に選出するものとする。

（相互協力）

第4条 甲及び乙は、公害の防止に関する測定及び調査・研究並びに地域住民の健康保護の施策に対し、誠意をもって協力するものとする。

（組合構成市町の長の責務）

第5条 甲は、甲を構成する地方公共団体（以下「組合構成市町」という。）の長と連絡を密にして、施設の運営及び地域住民の生活環境の保全に万全を期するものとする。

(操業における遵守事項)

第6条 甲は、施設へ搬入されたごみの再資源化に努めるものとする。

- 2 甲は、施設に搬入されたごみをごみピット及びヤード以外に集積しないものとする。ただし、再資源化等のための一時積み置き等、正当な理由がある場合は、その限りでない。
- 3 甲は、施設について、その機能が十分に発揮できるよう、常に整備点検を行うものとする。
- 4 甲は、施設の操業にあたり、有害物質等の発生を防止するため、必要な対策を講ずるものとする。

(規制値の遵守)

第7条 甲は、施設の操業にあたっては、別表に掲げる各項目の自主規制値（以下「規制値」という。）を遵守するものとする。

- 2 甲は、前項の規制値を改定しようとするときは、その都度委員会において協議するものとする。
- 3 甲は、第1項の測定又は試料採取にあたり、乙が立会いを求めたときは、業務に支障がない限りこれに応ずるものとする。

(測定の実施等)

第8条 甲は、別表に掲げる各項目の測定を法律等で定める方法及び回数実施し、その結果を記録するとともに、委員会に報告するものとする。

(規制値を超えた場合の措置)

第9条 甲は、施設の操業に伴い第7条の規制値を超えた場合は、速やかにその原因となった施設の操業停止または操業短縮等を行い、規制値を遵守するために必要な対策を講じた上で再操業させるものとする。

- 2 甲は、前項の顛末について乙及び委員会に報告するものとする。

(資料の提出及び立入調査)

第10条 甲は、乙から施設の管理及び運営状況、その他必要な事項に関し、資料の提出を求められた場合は、これに応ずるものとする。

- 2 甲は、乙が立ち入り調査を要求した場合は、施設の操業及び安全対策に支障のない限りこれに応ずるものとする。

(事故時の措置)

第11条 甲は、環境に影響を及ぼし得る施設の故障又は破損等の事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに速やかにその状況を乙及び委員会に報告し、施設の復旧又は改善に必要な措置を講ずるものとする。

(車両対策)

第12条 甲は、施設に搬入出するごみ運搬車両について、次の各号に掲げる措置を講ずるよう組合構成市町等に要望するものとする。

- (1) ごみ運搬車両の運行管理及び搬入出路について、適切な指導を行い、交通安全の確保及び車両による環境の悪化を生じないようにする。
- (2) ごみ運搬車両は常に点検整備を行い、事故防止を図るとともに清潔の保持に努める。
- (3) ごみ運搬車両は、可能な限り搬入台数の削減及び低公害車両の導入を図るよう努める。

- 2 甲は、敷地内及び工場付近の搬入出路の清掃を必要に応じて行う。

(損害の賠償)

第13条 甲は、施設の操業に起因して発生した公害により地域住民に被害を与えたときは、直ちにその原因の解明に努めるとともに、その損害を賠償するものとする。

(問合せの対処)

第14条 甲は、乙から施設の操業に関し問合せがあった場合は、積極的に事実関係の調査を行い、誠意をもって対処するものとする。

(施設の変更)

第15条 甲は、施設の規模の変更を行う場合は、計画段階で乙と協議し、委員会の同意を得た後に行うものとする。

(公開の原則)

第16条 甲は、施設の操業状況及び公害防止対策の実施状況に係る関係資料について公開し、必要に応じ委員会に報告する。

(違反時の措置)

第17条 乙は、甲がこの協定に違反したと認められたときは、必要な改善措置を取るよう求めることができる。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項、その他疑義が生じた場合は、その都度、甲乙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、施行の日から1年間とする。ただし、有効期間の満了の1か月前までに、甲乙協議し、この協定に何らの意思表示をしないときは、期間満了の翌日から向こう1年間更新したものとみなし、施設の閉鎖までは順次この例によるものとする。

附 則

この協定は、令和2年4月30日から施行する。

上記のとおり合意したので、これを証するために本書を3部作成し、甲、乙及び立会人で各1部を保有するものとする。

令和2年4月 日

甲 尾張北部環境組合 管理者 澤田 和 延

乙 江南市・扶桑町 ○○区 区長 ○ ○ ○ ○

立会人 江南市長・扶桑町長 ○ ○ ○ ○

別表（第7条関係）

1 排ガスの排出濃度

項目	自主規制値
ばいじん	0.01 g/m ³ N 以下
硫黄酸化物	10 ppm 以下
窒素酸化物	25 ppm 以下
塩化水素	10 ppm 以下
ダイオキシン類	0.01 ng-TEQ/m ³ N 以下
水銀	30 μg/m ³ N 以下

2 騒音・振動（敷地境界）

項目	自主規制値
騒音	50 dB 以下
振動	55 dB 以下

3 臭気

項目	自主規制値
敷地境界	臭気指数13 以下
煙突等気体排出口	気体排出口からの悪臭の着地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出した値 以下
排水水	臭気指数27 以下

4 排水（合併浄化槽からの放流水）

項目	自主規制値
BOD BOD除去率	浄化槽法（昭和58年法律第43号） 規制値以下

ごみ処理施設整備・運営事業 -事業概要及び施設整備内容-



令和8年7月17日

1 ごみ処理施設整備・運営事業の概要

2 施設整備の内容

1 ごみ処理施設整備・運営事業の概要

1. 尾張北部地域のごみ処理施設の現状と広域化
2. 尾張北部環境組合の設置
3. 2市2町と組合の役割分担
4. 実施区域の位置
5. 事業概要
6. 事業関係者
7. 業務工程
8. 収集・運搬の通行ルートと受入計画

- 国によるごみ処理の広域化を推進する動きを受けて、愛知県では「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定
- この計画の中で、犬山市、江南市、大口町、扶桑町からなる2市2町が現在所有している2か所のごみ処理施設を1か所へ統合することとされています。

【既存施設の概要】

江南丹羽環境管理組合
環境美化センター

昭和57年11月
供用開始

150 t / 日



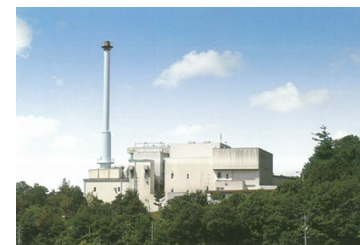
事業実施区域



犬山市
都市美化センター

昭和58年 4 月
供用開始

135 t / 日



- 効率的かつ確実にごみ処理事業を推進し、循環型社会の形成に取り組むため、平成29年4月に「尾張北部環境組合」を設置
- 広域化計画に基づく2市2町（犬山市・江南市・大口町・扶桑町）の新ごみ処理施設の整備・運営事業を推進しています。
- ※ 組合は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項を定めた地方自治法において、「一部事務組合」として、地方公共団体の一つに位置付けられています。

● 「2市2町(犬山市・江南市・大口町・扶桑町)」の役割 ごみの減量化・資源化

▶ごみの減量化・資源化は、2市2町の施策により実施されます。

収集・運搬

▶収集・運搬は、2市2町が実施します。

● 「尾張北部環境組合」の役割

一般廃棄物中間処理

▶ごみ処理施設を新たに整備し、運営します。

灰の再資源化

▶焼却処理後の灰は、民間企業を活用して資源化します。

※ **ごみの資源化**(マテリアルリサイクル推進施設で鉄・アルミ等を回収)

- 令和3年5月14日に「尾張都市計画ごみ処理施設(一般廃棄物処理施設)」として都市計画決定(決定権者:江南市)されています。

項 目	概 要
位 置	江南市中般若町北浦地内
面 積	約3.0ha





1-5. 事業概要

名称	ごみ処理施設整備・運営事業	
事業主体	尾張北部環境組合	
処理量	①エネルギー回収型廃棄物処理施設：194t/日 (※可燃ごみを焼却する施設)	
	②マテリアルリサイクル推進施設：14t/5h (※不燃・粗大ごみを処理する施設)	
事業用地	江南市中般若町北浦地内	
処理方式	全連続燃焼式ストーカ方式	
事業方式	①エネルギー回収型廃棄物処理施設：DBO（Design-Build-Operate）方式 (※設計から建設、施設運営までを事業者委託)	
	②マテリアルリサイクル推進施設：DBM（Design-Build-Maintenance）方式 (※設計、建設、施設維持は事業者委託し、施設運転は組合実施)	
事業期間	1)設計・建設期間：令和5年3月～令和10年3月	
	2)運営 期間	①エネルギー回収型廃棄物処理施設：令和10年4月～令和30年3月(20年間)
		②マテリアルリサイクル推進施設：令和10年4月～令和20年3月(10年間)



■事業主体

尾張北部環境組合

■設計施工

三菱・佐藤・昭和・松岡特定建設工事共同企業体

- ・三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 中部支店
- ・佐藤工業株式会社 名古屋支店
- ・昭和土建株式会社 江南支店
- ・松岡建設株式会社

■設計・施工監理

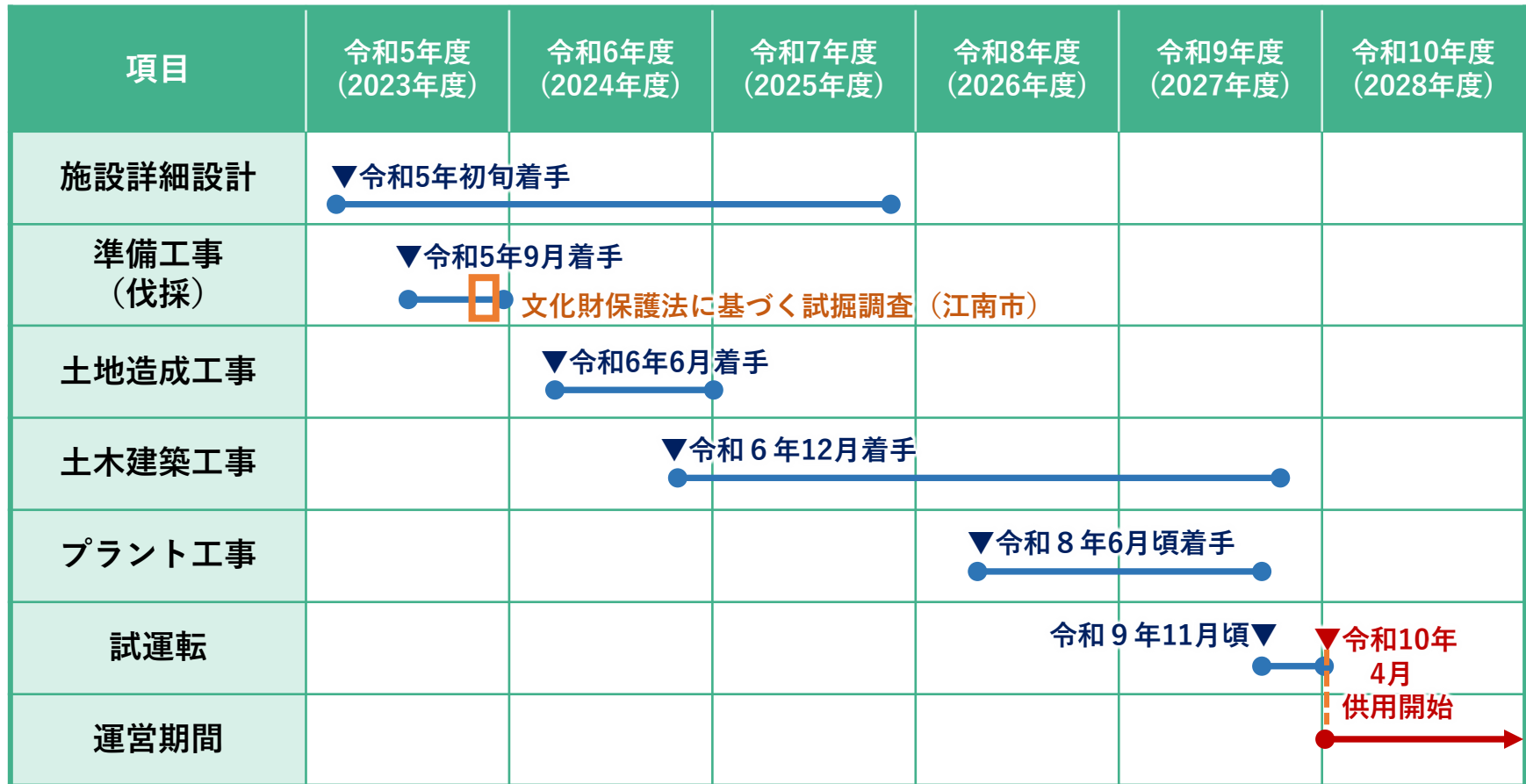
株式会社 エックス都市研究所

■運営委託

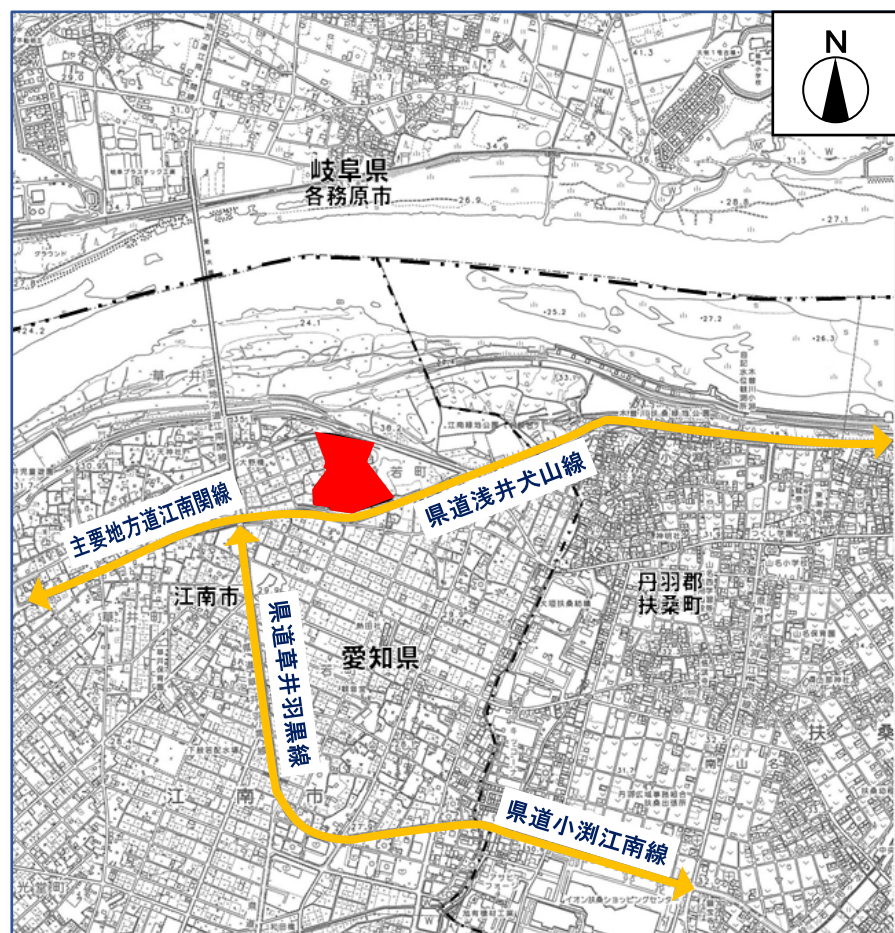
尾張北部エコクリエイション株式会社
重環オペレーション株式会社



1-7. 業務工程



- 収集・運搬は、2市2町が実施します。図は、2市2町からごみ処理施設に至る主要ルートを示しています。
- 2市2町内の詳細ルートは、住民の皆様と情報共有を図りながら、今後、収集運搬業者と調整します。



車両台数（環境影響評価書より）

項 目	台/日	
	大 型	小 型
廃棄物運搬車両	120	—
直接搬入車両	35	132
合 計	155	132

※ 大型:パッカー車、普通貨物車
 ※ 小型:乗用車、小型貨物車(軽トラック等)

受入計画（予定）

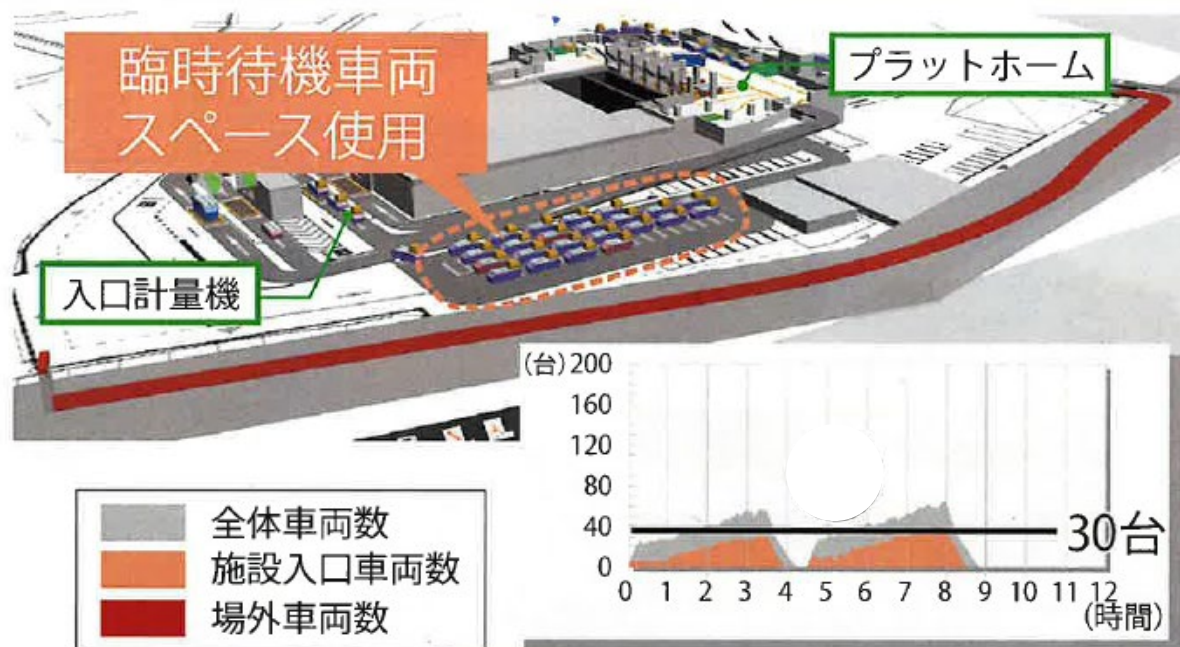
月～金 8:30～17:00

土 8:30～13:30

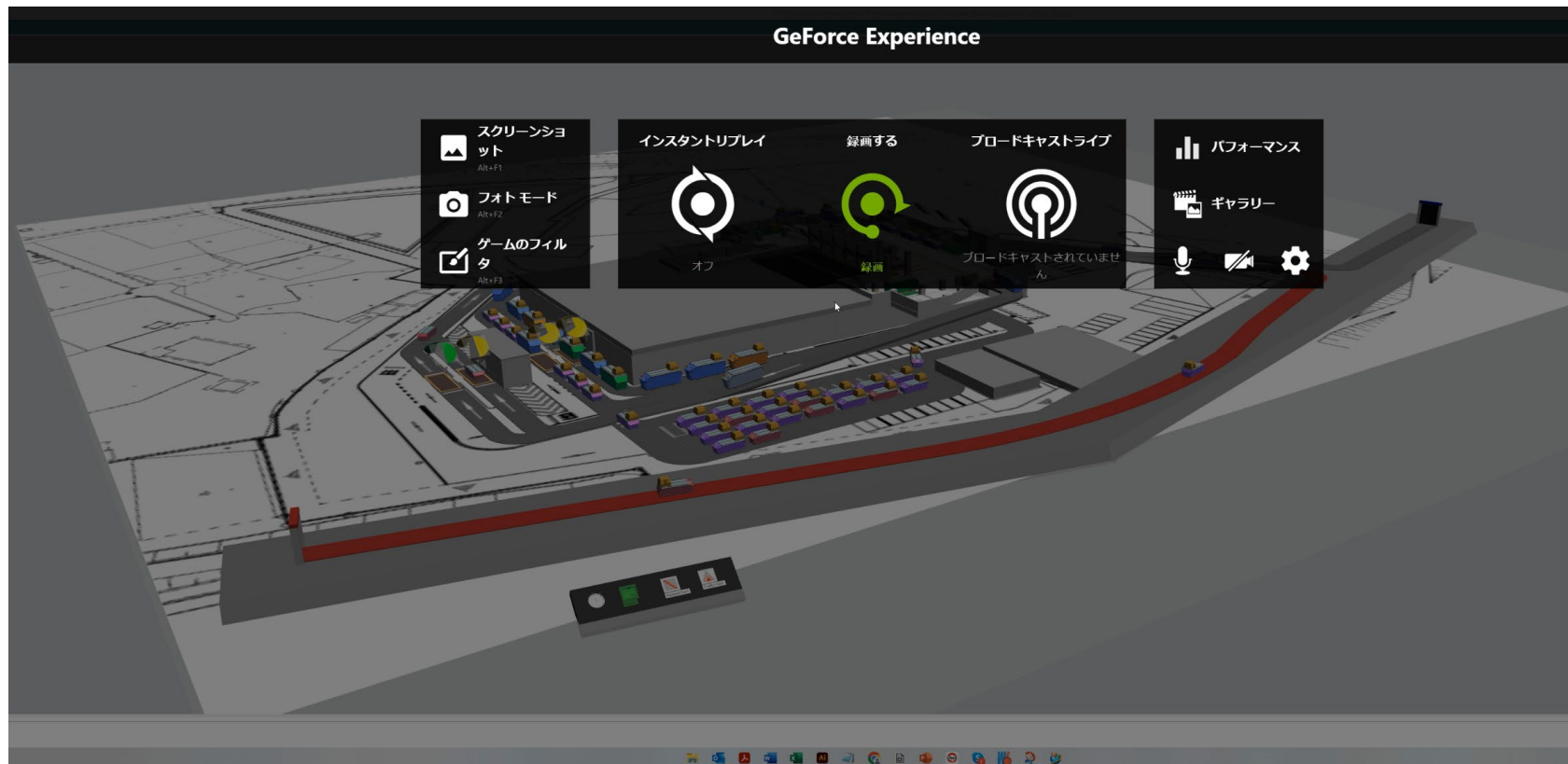
※ 12/31～1/3を除く

- 直接搬入車両の受け入れ時間、事前予約制の導入などの詳細は2市2町と協議して決定

- 環境影響評価では、収集・運搬車両台数は、1日あたり287台(直接搬入車両含む)と想定していますが、ゴールデンウィークや年末など、年に3日程度発生が予想される繁忙期(1日あたり850台:最大想定)であっても、敷地外に渋滞を発生させないようにします。



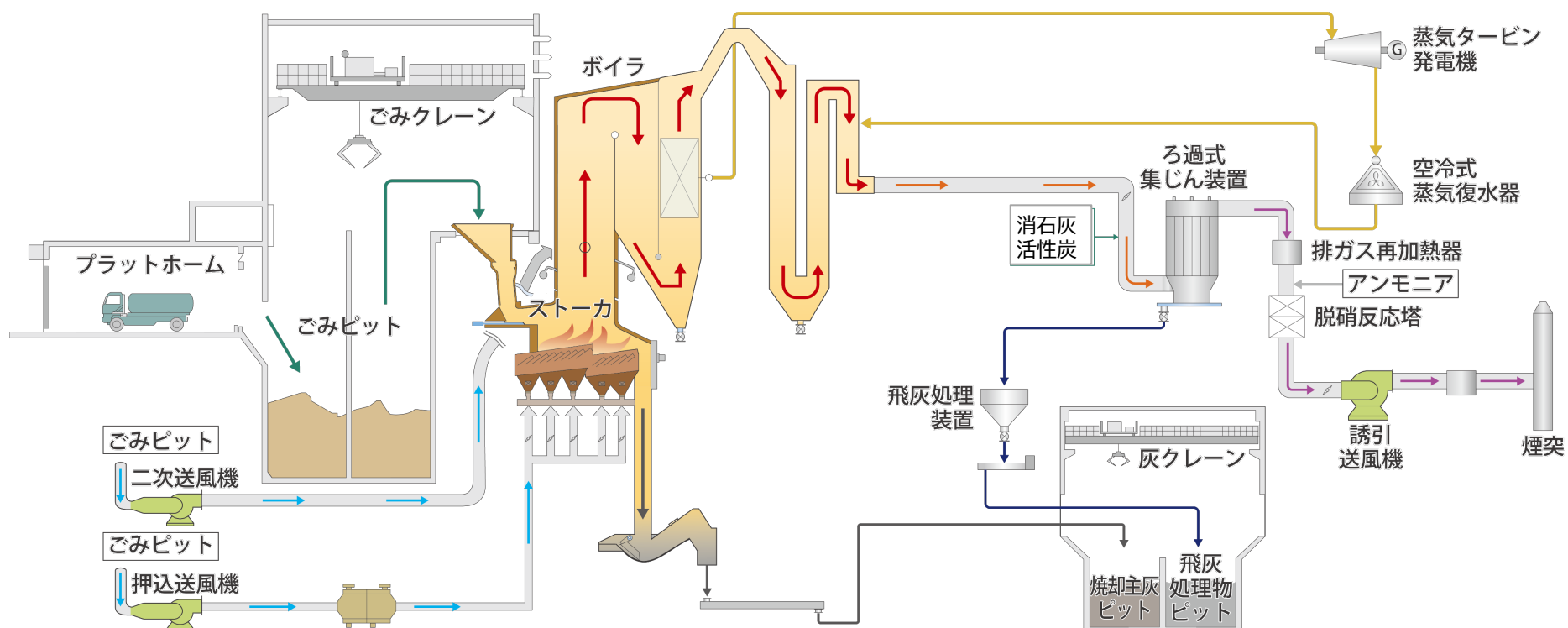
- 環境影響評価では、収集・運搬車両台数は、1日あたり287台(直接搬入車両含む)と想定していますが、ゴールデンウィークや年末など、年に3日程度発生が予想される繁忙期(1日あたり850台:最大想定)であっても、敷地外に渋滞を発生させないようにします。



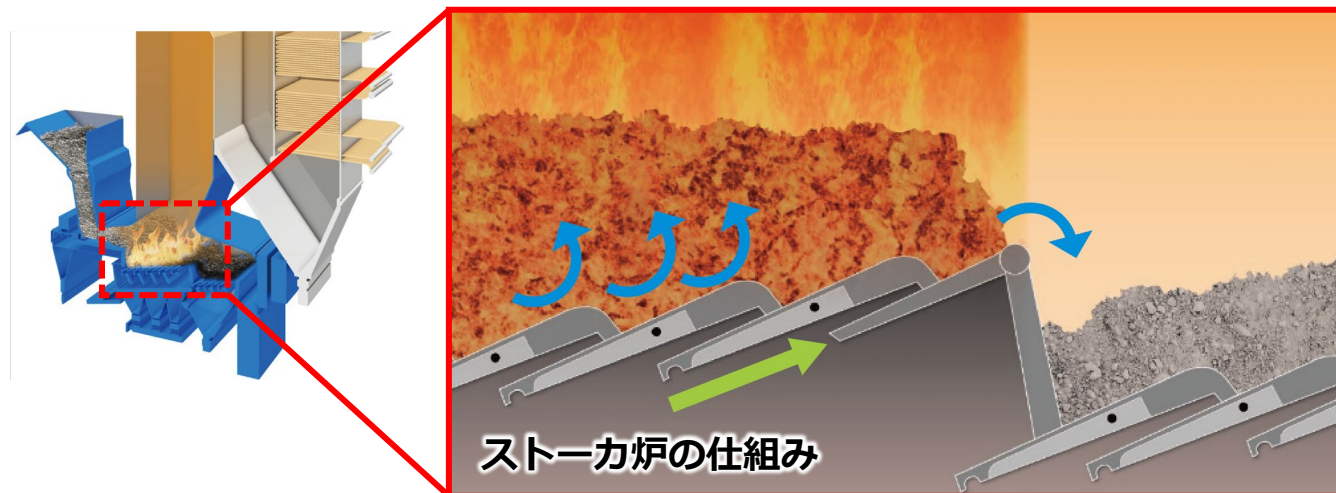
2 施設整備の内容

1. 処理方式と資源化
2. 景観と動線計画
3. 脱炭素と環境保全
4. 施設の災害対策

確実なごみ処理と排ガス基準の遵守



循環型社会実現に適したストーカ式焼却炉を採用



POINT

補助燃料なしでごみが自燃するため、低炭素で環境にやさしい

POINT

国内稼働実績が最多の方式

POINT

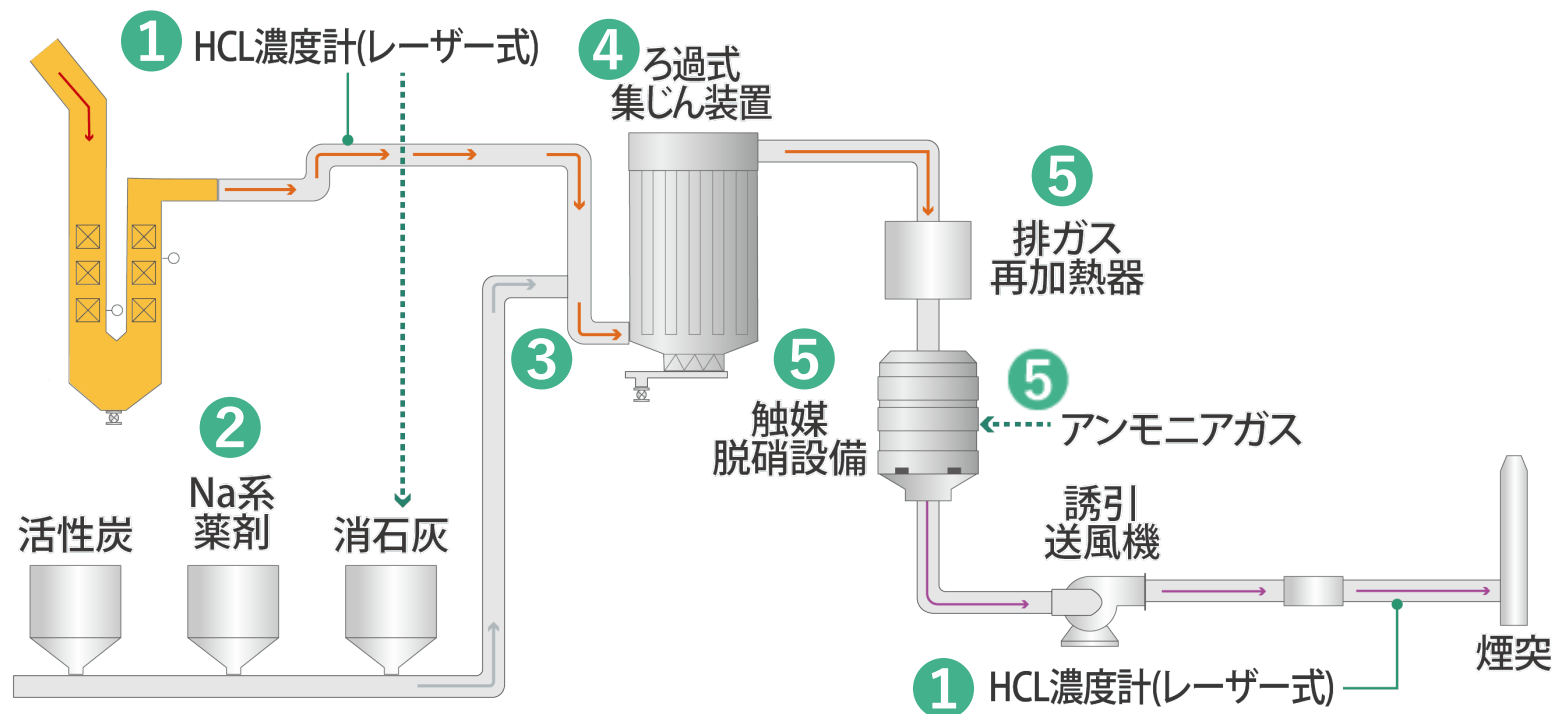
AIを活用した自動燃焼制御

排ガス処理設備の最適設計により国内最高水準の規制値を遵守

燃焼システム
(DXNs・CO・NO_x)

①②酸性ガス除去制御

③乾式薬剤吹込ライン



④ろ過式集じん装置

⑤触媒脱硝設備

排ガス基準の遵守

	単位	組合要求水準	法規制値
		停止基準	
ばいじん	$\text{g}/\text{m}^3\text{N}$	0.01	0.04
HCl	ppm	10	約430
SO _x	ppm	10	K値=9.0 (約1180ppm相当)
NO _x	ppm	25	250
CO	ppm	30	100
ダイキシン類	$\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$	0.01	0.1
水銀	$\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$	30	30

POINT

国内最高水準の基準で管理

排ガス等自主規制値を情報掲示板、HP、公害防止委員会で発信



屋外公害情報掲示板(他施設事例)

情報掲示板掲示項目

排ガス連続測定リアルタイム値

排ガスダイオキシン類
・水銀定期測定値

排ガス法令及び自主規制値

各炉の稼働情報

管理事務所で入力した情報

POINT

環境情報は、屋外情報掲示板でリアルタイム値や、
定期測定結果などを掲示するとともにHPで積極的に情報発信

東海地方2箇所と関東地方1箇所で灰を再資源化

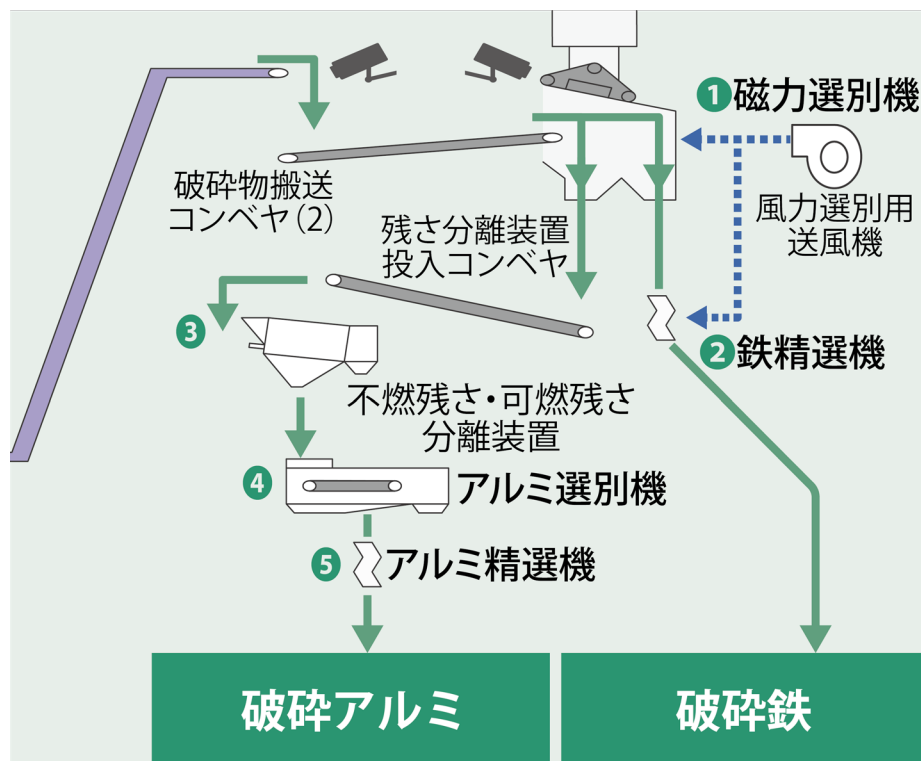


項目	三重中央開発	中部リサイクル	新日本電工 (旧中央電気工業)
方法	焼成	溶融	
資源物			
利用用途	土木資材	土木資材	土木資材

POINT 不測の事態にも関東地方、中国地方の資源化工場でバックアップ

POINT 資源化物を有効に利用

豊富な納入実績に基づく設備設計で資源を回収



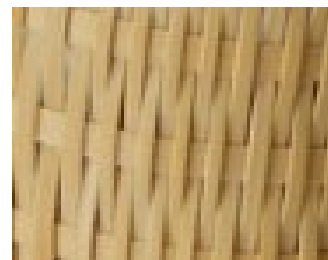
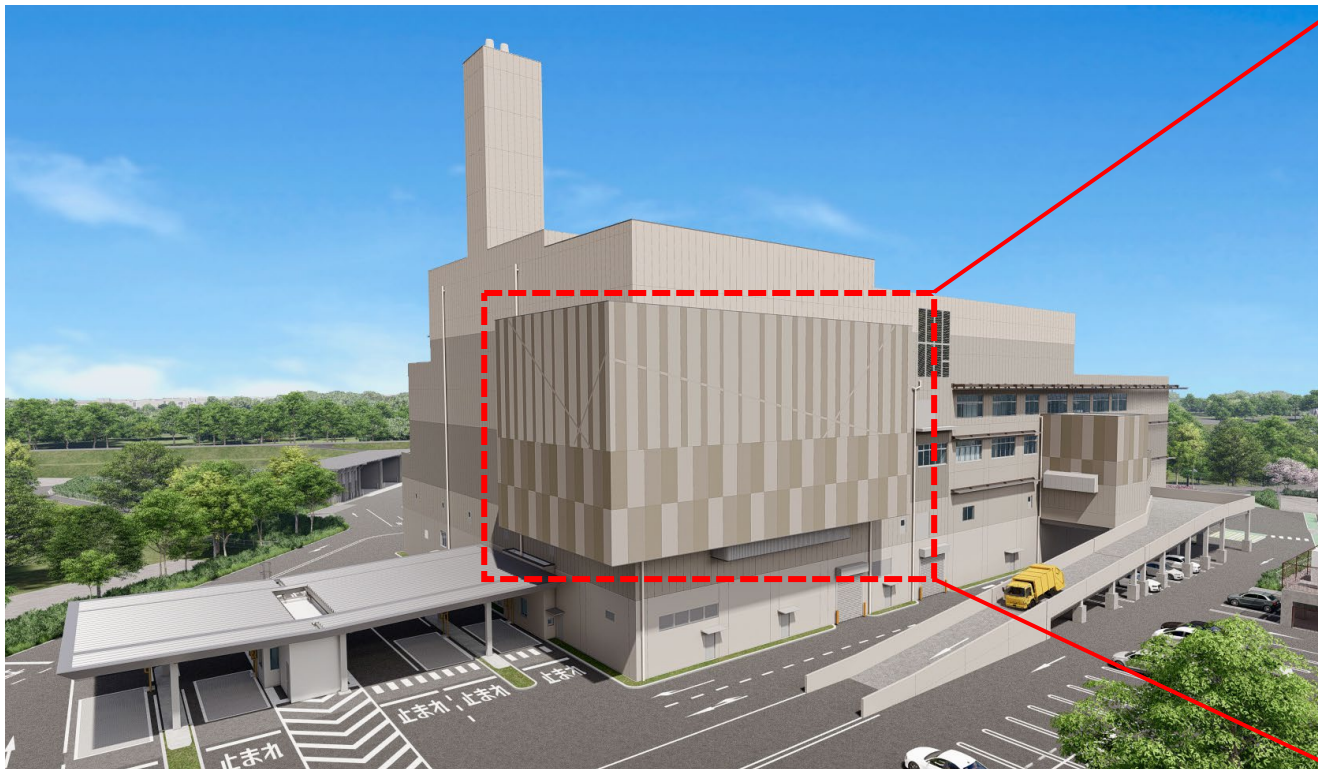
POINT

最適な破碎刃幅の選定や効率的な選別設備の構成

2-2. 景観と動線計画 景観①(上空南側からの視点)



くらしと環境に寄り添う「水とみどり華やぐエコプラント」



籠（かご）/竹組み
モチーフの外壁

ALCデザインパネルで表現

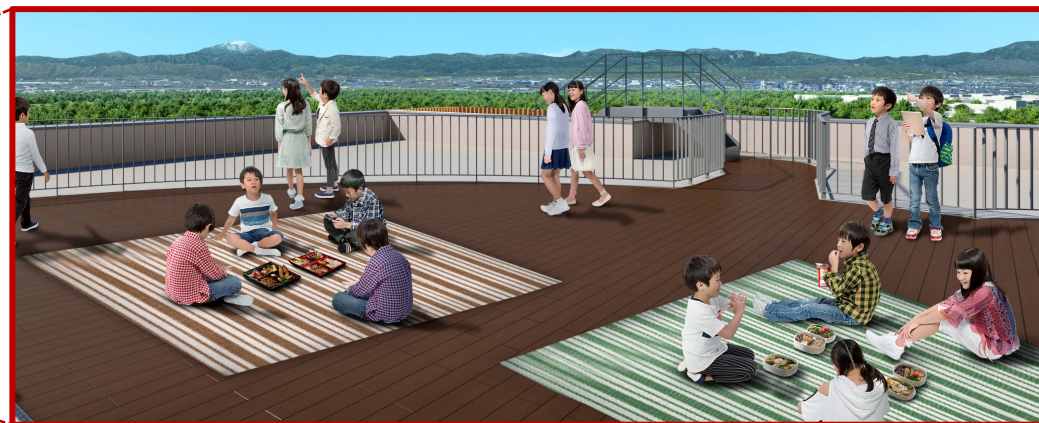
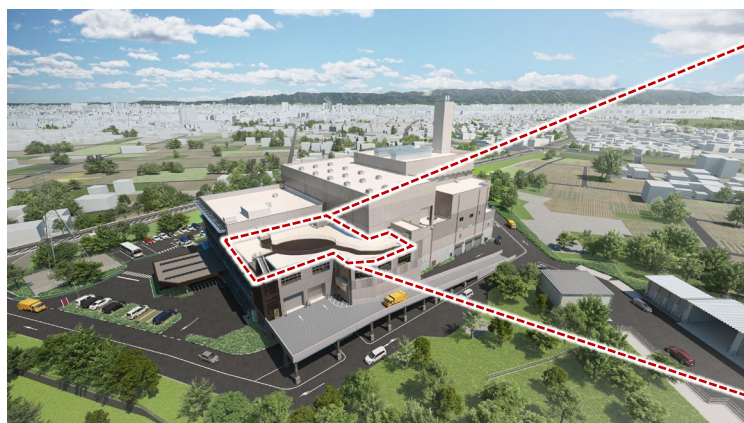
POINT

木曽川沿いの豊かな自然・文化と融和するランドスケープ

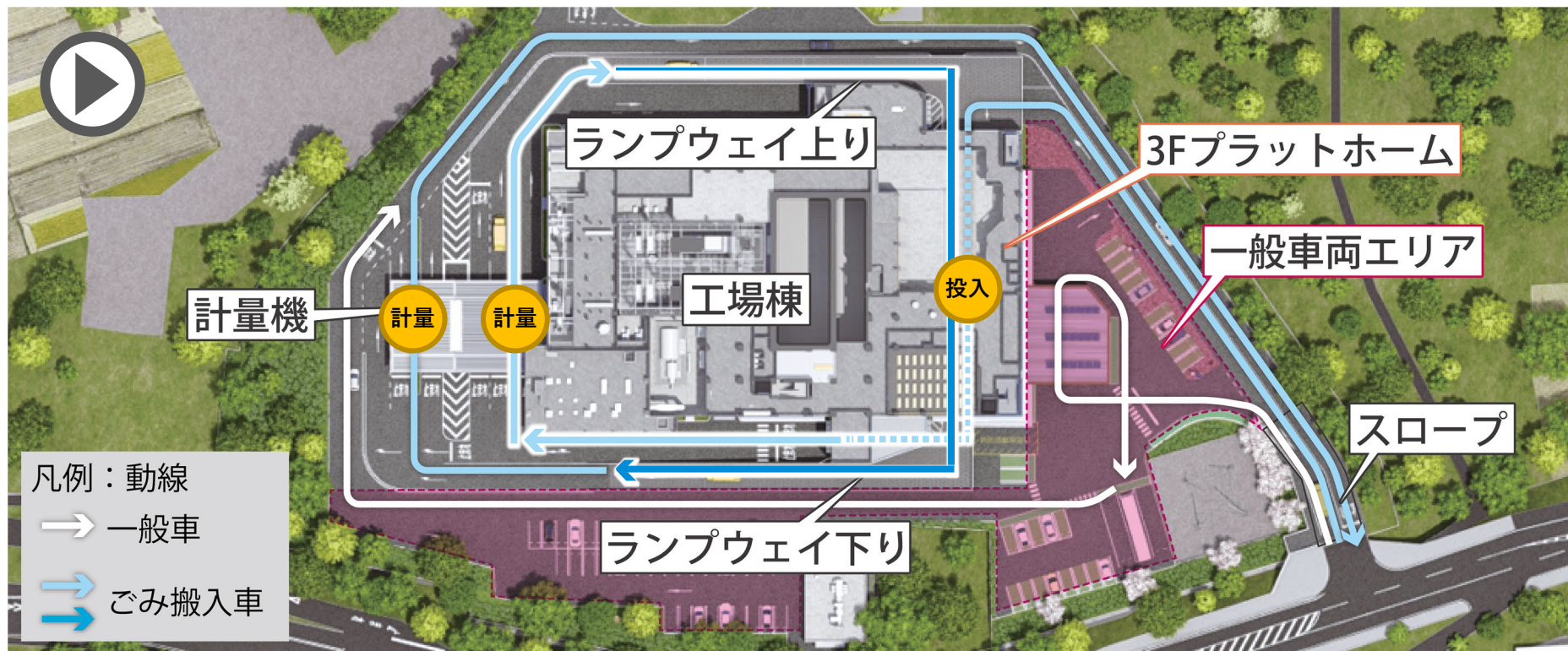
POINT

アースカラーの建屋と日射を調整する庇がやさしく景観と調和

2-2. 景観と動線計画 景観③(屋上デッキ)



完全一方通行によるスムーズな車両動線



POINT ごみ搬入車と一般車のエリア分け ⇒ 安全確保

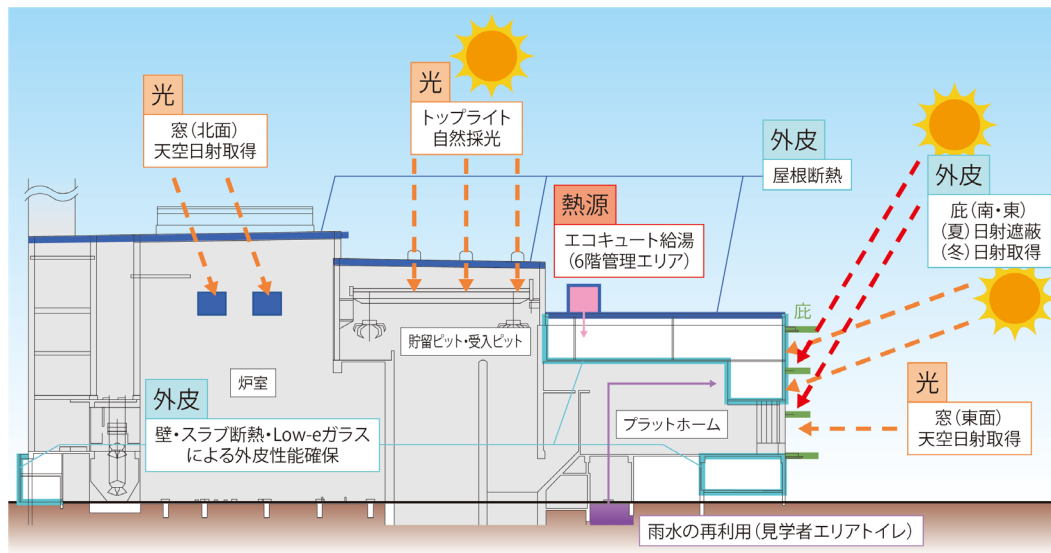
POINT 時計回りの完全一方通行 ⇒ スムーズな車両動線

※ランプウェイ：傾斜路、プラットフォーム：ごみ受け入れ場

完全一方通行によるスムーズな車両動線



パッシブデザイン*と省エネ・創エネ技術の併用による環境負荷低減



パッシブデザインシミュレーション

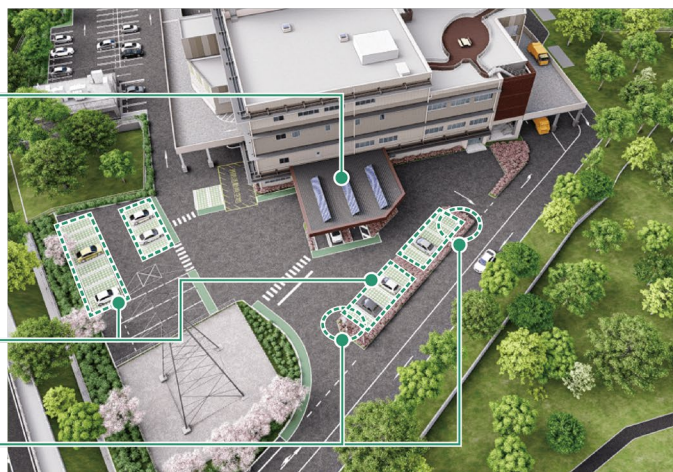


* 太陽の光や熱等、環境がもっているエネルギーを上手に建物に取り込む設計

太陽光発電設備

緑化ブロック

ハイブリッド照明



POINT

日射、雨水、風、緑化等、
環境面でも財政面でも
やさしい施設設計

POINT

自然エネルギーを用いて
省エネ・創エネの推進

生物多様性を主流化し、人と自然が共生する施設

「つくる」健全で良質な緑

- ◆愛知県「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく「大規模行為届け出制度」による緑地率25%を達成

「まもる」いのちを守る緑

- ◆ビオトープ等を通して、「**生物の移動空間(コリドー)**・**生息空間**」を創出

「いかす」暮らしの質を高める緑

- ◆地域の専門家に植栽計画に入ってもらい、**地元の特長や環境をいかす緑化計画**の推進

「つなぐ」交流を生み出す緑

- ◆**住民参加型**の緑づくりや出前教育等の啓蒙活動実施

環境保全と生態系ネットワーク形成に配慮した緑づくり

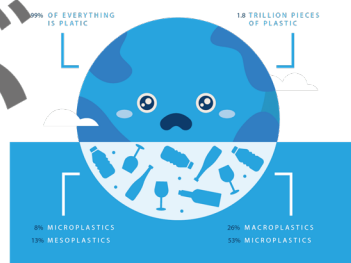


資源循環を施設全体で考え啓発する施設

Re-STATION

地域の未来につながる様々な『Re(再生)』からはじまるものを発見する場所

学ぶ



考える



3R + Renewable

知る



共創する



POINT

訪れる人たちに資源循環を考えるきっかけを提供

※3R: Reduce(ごみをできるだけ減らす)、Reuse(繰り返し使えるモノは繰り返し使う)
Recycle(繰り返し使えないモノは資源として再利用する)

未来を創る人を育む環境啓発の場

全面ガラスの迫力ある見学空間



リサイクルをゲーム感覚で学ぶデジタル展示



巨大なカラクリ発電体験模型



未来の環境を一緒に考える覗き穴スコープ

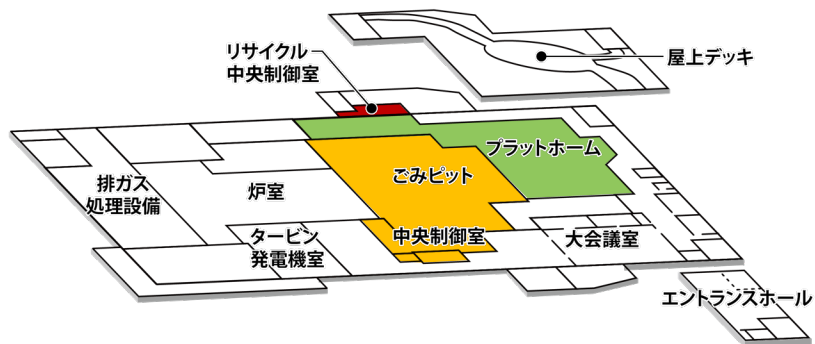


大型窓から眺めるダイナミックな見学体験

リサイクル中央制御室



プラットホーム



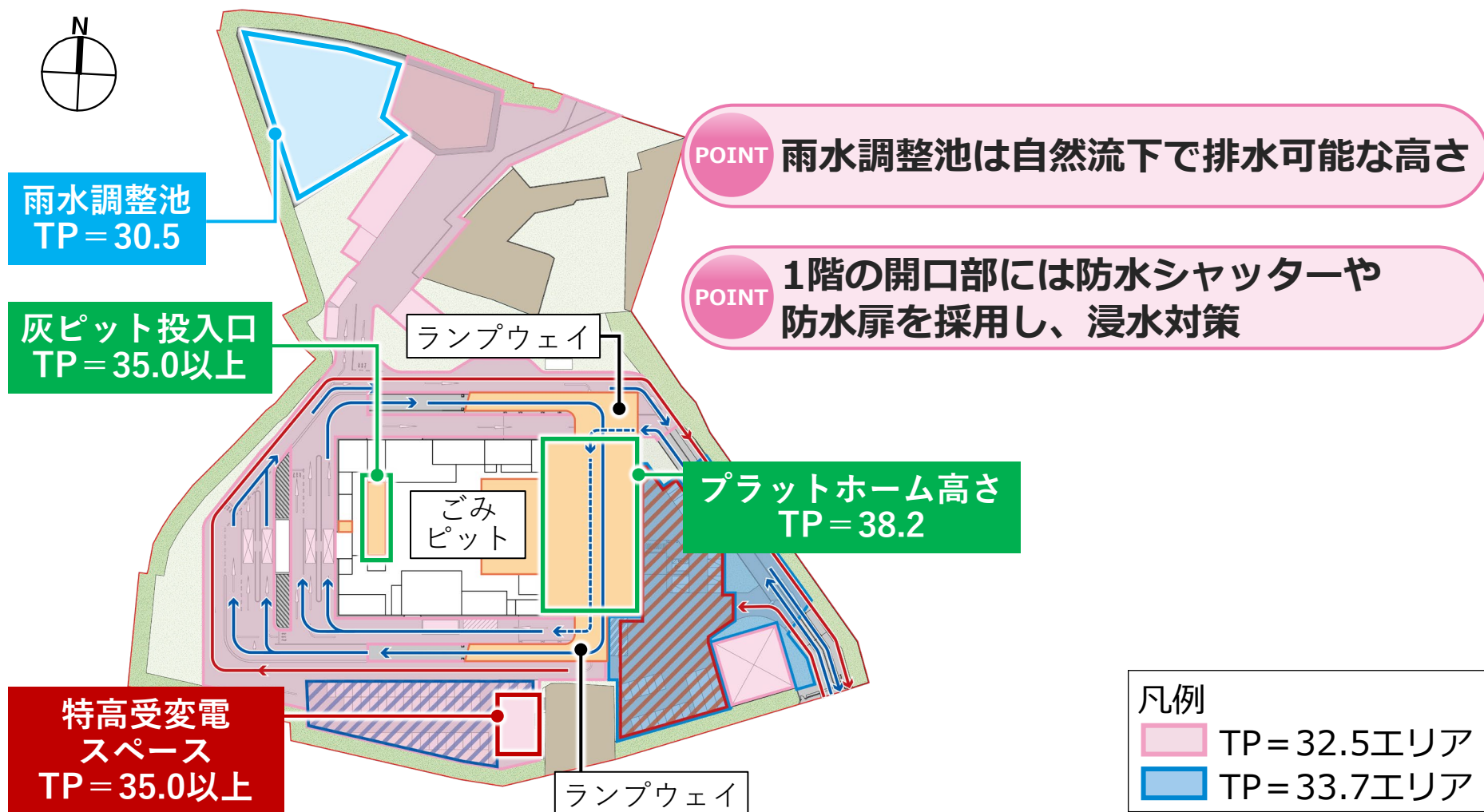
中央制御室 & ごみピット



POINT

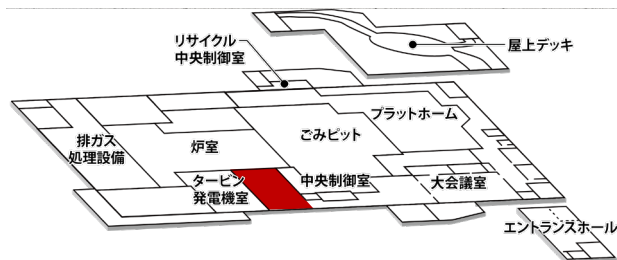
稼働中の設備や作業者の様子を
間近で見学可能なバリアフリー空間

安心安全に配慮した用地造成対応



見学者ホールのフェーズフリー化

＊ 平常時と災害時というフェーズ(場面)に関係なく役立つ設計



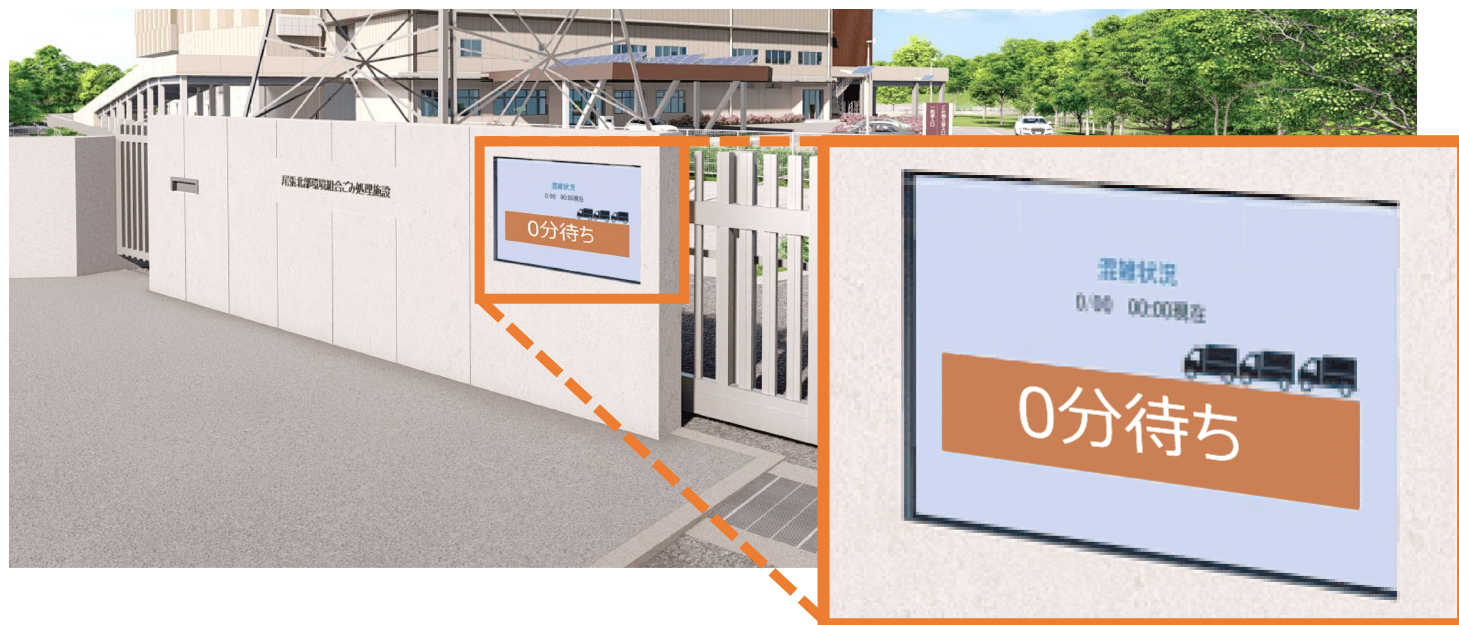
見学者ホール



POINT

平常時は見学引率の溜まり場として、災害時には見学者のための受け入れスペースとして利用できるよう、壁面中心の展示空間

平常時も災害時も住民生活に有用な情報を発信



施設入口デジタルサイネージ(例)

POINT

デジタルサイネージに場内混雑状況や地域広報内容を掲示

POINT

災害時HPは文字中心の低通信負荷モードに移行し、確実に必要情報を提供



- 令和5年度の伐採伐根工事着工後(令和5年8月頃より)工事進捗状況を地域の皆様に発信するためのホームページを公開しています。
- ホームページは、組合ホームページ
www.owarihokubu.jp
からリンクを貼っておりますので、ご覧いただければ幸いです。

住民と環境にやさしい
安全安心の処理計画

人と自然との共生、地域との調和を醸成する

ゼロエミッションの推進

『循環型社会実現施設』

災害に負けない
強靱化対応

Renewable
再生可能

Reduce
発生抑制

Reuse
再使用

Recycle
再資源化

地域密着(コミュニティ型)の
施設運営



ご清聴ありがとうございました



公害防止準備委員会

工事進捗状況報告

工事用のホームページでは、現在までに「2023年8月末～2026年6月末」までの定点写真を掲載しております。

(ごみ処理施設建設工事ホームページURL : <https://owarihokubu.com>)



工事用ホームページQRコード

次ページより、2026年2月以降（2026年1月までは前回報告済み）の定点写真及び施工状況の工事写真を添付いたします。

2026年2月 末 定点写真



2026年2月 末 定点写真 ①



2026年2月 末 定点写真 ②



2026年2月 末 定点写真 ③



2026年2月 末 定点写真 ④



2026年2月 末 定点写真 ⑤



2026年2月 末 撮影位置

2026年3月 末 定点写真



2026年3月 末 定点写真 ①



2026年3月 末 定点写真 ②



2026年3月 末 定点写真 ③



2026年3月 末 定点写真 ④



2026年3月 末 定点写真 ⑤



2026年3月 末 撮影位置

2026年4月 末 定点写真



2026年4月 末 定点写真 ①



2026年4月 末 定点写真 ②



2026年4月 末 定点写真 ③



2026年4月 末 定点写真 ④



2026年4月 末 定点写真 ⑤



2026年4月 末 撮影位置

2026年5月 末 定点写真



2026年5月 末 定点写真 ①



2026年5月 末 定点写真 ②



2026年5月 末 定点写真 ③



2026年5月 末 定点写真 ④



2026年5月 末 定点写真 ⑤



2026年5月 末 撮影位置

2026年6月 末 定点写真



2026年6月 末 定点写真 ①



2026年6月 末 定点写真 ②



2026年6月 末 定点写真 ③



2026年6月 末 定点写真 ④



2026年6月 末 定点写真 ⑤



2026年6月 末 撮影位置

施工状況写真



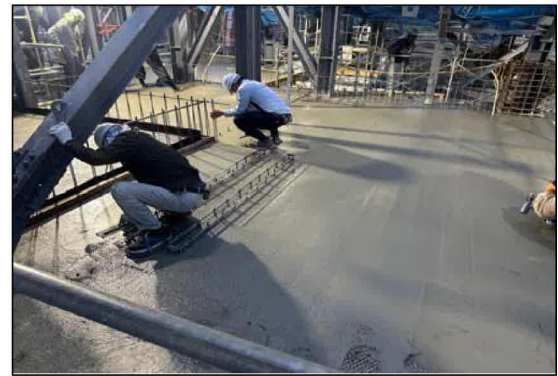
山留工事 山留撤去状況



土工事 埋戻し完了



鉄筋工事 基礎配筋状況



左官工事 コンクリート均し状況



鉄筋工事 3Fスラブ配筋完了



鉄骨工事 鉄骨建方状況(1)

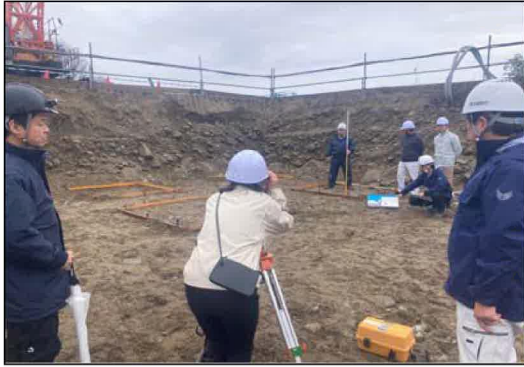


鉄骨工事 鉄骨建方状況(2)



鉄骨工事 鉄骨建方状況(3)

施工状況写真（検査関係）



支持地盤確認



R7年度出来高検査（1）



R7年度出来高検査（2）



R7年度出来高検査（3）



配筋検査（3階スラブ）



コンクリート受入試験



地耐力確認試験



本締め立会い確認



ごみ処理施設への通行ルート

資料 8

